

2009年9月9日

### 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が会合し、 会計基準のコンバージェンスに向けて継続的な協力を再確認

企業会計基準委員会  
国際会計基準審議会

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの加速化を目的とする第10回の会合を開催しました。この会合は、ASBJの西川委員長、IASBのDavid Tweedie議長主導の下、9月7日及び8日にロンドンで行われました。

今回の会合では、IASBからは、IASBが取り組んでいるプロジェクトの進捗状況、特にIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）との間でのコンバージェンス・プログラムの一環であるプロジェクトや、金融危機に対してIASBが取り組んでいる対応策が説明されました。

これに対して、ASBJからは、IFRSと日本基準とのコンバージェンスへの取組みが順調に進んでいることを説明しました。東京合意に示されているように、この取組みはIASBのすべての議題を対象にしています。

両者は、IASBのプロジェクトにおける横断的論点を含む、以下の重要項目に続いて、IASBが最近公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」についての意見交換も行いました。

- その他包括利益とリサイクルの有無：財務諸表の表示、金融商品（分類及び測定）、退職後給付に関する横断的論点
- 負債の測定：自己の信用リスクを含む、金融負債及び非金融負債（IAS第37号）に関する横断的論点

さらに、ASBJからは、企業会計審議会から今年6月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の概要を紹介しました。本ロードマップは、2009年4月1日開始事業年度から上場会社によるIFRSの早期適用を認め、2012年を目途に強制適用に関する最終決定が行われた場合には、2015年又は2016年からIFRSを強制適用することを提案しています。これに関連して、両者は、日本におけるIFRS導入に関連す

る課題にどのように取り組むかに関しても議論を行いました。この議論を受けて、IASB は、日本の市場関係者と ASBJ が IFRS 導入に関する課題に取り組むにあたり、それらを支援する意思を表明しました。

両者は、ASBJ と IASB の日本基準と IFRS とのコンバージェンスに向けた継続的な取り組みは、IFRS の導入を成功させるためには不可欠であると考えています。ASBJ が引き続き IASB の基準開発に参画することは、中長期的に高品質な会計基準を将来開発することに寄与するものでもあります。

西川郁生 ASBJ 委員長は、今回の会合について次のように述べました。

「IASB と ASBJ は、横断的論点に関する有益な議論などの実り多い会合を再び持った。ASBJ としては、IASB との定期協議を含め、国際的な基準開発プロセスに引き続き積極的に参画していきたい。これは、日本企業への IFRS 適用に関するロードマップを示すとともに、会計基準のコンバージェンスの継続・加速化を進めることを提言している企業会計審議会の中間報告にも沿うものである。」

David Tweedie IASB 議長は、次のようにコメントしました。

「企業会計審議会が日本における IFRS の適用に関するロードマップを最近承認したが、これは、世界で単一の一般に公正妥当と認められる会計原則としての IFRS を開発する我々の取り組みにとってのマイルストーンである。東京合意において示されているようなコンバージェンスを達成するための両者の共同での取り組みは、この進展を可能にすることに大きく貢献している。両者の継続的な協力は、日本における IFRS の円滑な適用や将来の高品質な IFRS の開発にも貢献する。」

次回の両者の会議は、2010 年前半に東京で開催する予定です。

#### **編集担当者への注釈：**

##### **「東京合意」について**

「東京合意」とは、2007 年 8 月 8 日において ASBJ と IASB が行った共同声明であり、当初、2005 年 3 月に公表された IFRS と日本基準間のコンバージェンス・プログラムを加速化する取り組みである。この取り組みの目的は、日本基準と現行の IFRS の間の重要な差異（2005 年 7 月の欧州証券規制当局委員会（CESR）による同等性評価案で示されたもの）について 2008 年までに解消し、両者で識別された残りの差異を 2011 年 6 月までに取り除くことにある。2011 年という目標期日は、現在開発中であって 2011 年以後に適用となる新たな主要な

IFRS については適用しないものとしているが、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととしている。

### **「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」について**

「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」は、金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会から、2009年6月30日に公表された。中間報告は、金融庁のウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html> を参照いただきたい。

### **企業会計基準委員会（ASBJ）について**

ASBJは、2001年7月に民間部門の機関として設立された。ASBJが開発した会計基準は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準として、金融庁により認められることとなる。ASBJは、企業が活動している環境を適切に反映した会計基準及び適用指針を開発している。ASBJは、海外の対応する機関とコミュニケーションを取り、世界的な会計基準の開発に貢献している。ASBJに関する詳細な情報は、ホームページ [www.asb.or.jp](http://www.asb.or.jp) をご参照いただきたい。

### **国際会計基準審議会（IASB）について**

国際会計基準審議会（IASB）は、2001年に設立され、独立した民間の非営利組織である国際会計基準委員会（IASC）財団の基準設定機関である。IASBは、公益に資するよう、一般目的財務諸表において透明性があり比較可能な情報を提供する、高品質かつ国際的な会計基準の単一のセットを開発することを公約している。この目的を追求するため、IASBは、広範にわたる公開の協議を行っているほか、世界中の国際機関や各国機関と協力している。15名の常勤のメンバーは、10か国から選ばれ、幅広い職務上の経歴を有している。2012年までに16名の常勤のメンバーに拡大される。メンバーは、IASC財団の評議員会から選任されるとともに、これに対して説明責任を負っており、専門的な能力と、国際的なビジネス及び市場に関する経験の多様性に関して、選択し得る最良の組み合わせを選択することが要求されている。彼らの作業において、評議員会は、公的機関のモニタリング・ボードに対して説明責任を負っている。